

スキヤナ

国税関係書類の電磁的記録によるスキヤナ保存の承認申請書

税務署受付印

平成 28 年 9 月 30 日以後の提出に用いる申請書です。書類の保存に代える日の 3 月前の日までに提出する必要があります。(注) 新設法人の場合、特例があります。

平成 28 年 9 月 30 日

平成 28 年 1 月 1 日以後提出する申請書の場合、「法人番号」欄を記載する必要があります。

税務署長殿

(所轄外税務署長)

税務署長殿

※整理番号

住所又は居所 (フリガナ) チヨダク カスミガセキ 3-1-1 千代田区霞が関 3-1-1 (電話番号 03-XXXXX-XXXX) 名称(屋号) カスミショウジ カブシキガイシャ 震商事 株式会社 法人番号 氏名 (フリガナ) コクセイ タロウ 氏名 (法人の場合) 代表者氏名 国税 太郎 代表者住所 (フリガナ) チヨダク オオテマチ Δ-Δ-Δ 千代田区大手町 Δ-Δ-Δ (電話番号 03-YYYYY-YYYY)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 第 4 条第 3 項の承認を受けたいので、同法第 6 条第 2 項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする国税関係書類の種類、書類の保存に代える日及び保存場所等

Table with columns: 書類の種類 (根拠税法, 名称等, ファイル形式), 書類の保存に代える日, 納税地等 (上段), 保存場所 (下段), 受領者等による読取, 受領者等が読み取るものがある場合. Includes rows for 納品書, 請求書, 領収書 and a summary row.

承認を受けようとする書類の保存義務等が規定されている税目の名称を全て記載してください。

事業年度の途中であっても、「書類の保存に代える日」とすることが出来ます。

「保存場所(下段)」欄には、各税法において書類を保存することとされている場所(以下、保存場所)を記載します。なお、情報処理センターで処理しているなど保存媒体が遠隔地にある場合であっても、当該電磁的記録を、保存場所に設置されているディスプレイの画面及び書面に速やかに出力できるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱われます(取扱通達4-12)ので、その保存場所を記載します。

受領者等が読み取るものがある場合☑してください。

書類の種類によっては、適時入力を選択ができません。

税理士署名押印

※税務署処理欄: 同時提出申請書, 回付先, 整理簿. Includes fields for 個人(消費)・資産・資料・法人(消費)・源泉 諸税・酒, 管理運営, 個人・資産・資料・法人・源泉 諸税・酒・局, 通信日付印, 確認印, みなし承認年月日, 入力年月日, 入力担当者, 番号確認, (摘要).

2 所轄外税務署長を経由して提出する理由（法第6条第6項の規定を適用しようとする場合）						
3 設立の日（新たに設立された法人が、法第6条第2項ただし書の規定を適用しようとする場合）						
年 月 日						
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた国税関係書類の種類及びその年月日（この申請に係る国税関係書類について、電磁的記録等による保存の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）						
区 分	対 象 と な っ た 書 類 の 種 類		届 出 書 の 提 出 年 月 日			
	根 拠 税 法	名 称 等	通 知 書 の 受 理			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> データの保存媒体として使用している電子計算機について、その設置場所を記載できない場合は、その理由を「7 その他参考となる事項」欄に記載してください。 </div>						
5 承認を受けようとする国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録する装置及び電子計算機の概要						
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()	▲▲▲(株)	A A A A A	1 台	自己・委託	〔委託先〕▲▲▲(株) 神奈川県横浜市中区山下町△—△	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()	(株)△△△	B B B B B	10 台	自己・委託	千代田区霞が関3-1-1	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()	□□□(株)	E E E E E	1 台	自己・委託	千代田区霞が関3-1-1	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()	■ ■ ■	H H H H H	1 台	自己・委託	千代田区霞が関3-1-1	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()	● ● ●(株)	C O L O R	2 台	自己・委託	千代田区霞が関3-1-1	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ (デジタルカメラ)	● ●		1 台	自己・委託	千代田区霞が関3-1-1	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ (スマートフォン)	○ ○ ○ ○ ○		1 台	自己・委託	千代田区霞が関3-1-1	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ (スマートフォン)	X X X(株)	Z Z Z Z Z	50 台	自己・委託	千代田区霞が関3-1-1	
6 財務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置						
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> とらうとする措置に応じて☑してください。 </div>						
(1) スキャナの基準(※)（第3条第4項、第3条第5項第2号イ、第3条第6項） <input checked="" type="checkbox"/> 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット（200dpi）以上で読み取るものである。 <input checked="" type="checkbox"/> 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取るものである。 ※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として国税庁長官が定めるものみの申請の場合は、記載不要です（ただし、(1)欄の記載が必要です。）。						

(2)ー1 タイムスタンプの付与に関する措置（第3条第5項第2号ロ）

事業者の名称	タイムスタンプの種類等
◇◇◇(株)	<input checked="" type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input checked="" type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて、国税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。 <input checked="" type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。
	<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて、国税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。

(2)ー2 国税関係書類を受領者等が読み取る場合の措置

- 受領等後、受領者等が署名の上、3日以内にタイムスタンプを付す。
- ※ 受領者等が読み取る国税関係書類がない場合は、記載不要です。

(3) 国税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置（第3条第5項第2号ハ）

- 次に掲げる情報を保存している。
- 解像度及び階調に関する情報
 - 国税関係書類の大きさに関する情報(※)
- ※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として国税庁長官が定めるもののみの申請の場合は、記載不要です。

(4) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要（第3条第5項第2号ニ）

- 訂正を行った場合には、訂正の全ての履歴を必ず確認することができる。
- 削除を行った場合には、訂正の全ての履歴を含む削除前の内容を必ず確認する

市販プログラムの場合は、メーカーの住所を、市販プログラム以外の場合は、所有者の住所を記載してください。

区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()	◆◆◆(株)	FFFFFF			千代田区大手町 X-X-X
自己開発・委託開発・市販 ()			霞商事(株)	COBOL	千代田区霞が関 3-1-1

(5) 入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報の確認に関する措置（第3条第5項第3号）

- 国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができる。

(6)ー1 各事務の適正な実施の確保に関する措置(※1)（第3条第5項第4号）

- 次の事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき各事務を処理している。
- 相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制（相互けんせい）(※2)
 - 各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続（定期的なチェック）
 - 各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制（再発防止）
- ※1 資金や物の流れに直結・連動しない書類として国税庁長官が定めるもののみの申請の場合は、記載不要です。
- ※2 小規模企業者の特例を適用する場合は、記載不要です。

(6)ー2 小規模企業者の特例の適用

- 小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業については5人）以下）である。
- 定期的なチェックを税務代理人が行う。

(7) 国税関係書類に係る電磁的記録と国税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置（第3条第5項第5号）

- [一連番号、伝票番号、その他 ()] により国税関係書類に係る電磁的記録と国税関係帳簿との記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができる。
- 上記以外の方法による。

[]

- (8) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置(※) (第3条第5項第6号関係)
- 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル(14インチ)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができる。
 - 整然とした形式であること。
 - 国税関係書類と同程度に明瞭であること。
 - 拡大又は縮小して出力することができること。
 - 4ポイントの大きさの文字を認識することができること。
- ※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として国税庁長官が定めるもののみの申請の場合は、記載不要です(ただし、(11)欄は記載が必要です。)

- (9) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置(第3条第1項第3号、第3条第5項第7号関係)
- 次の書類を備え付ける(※)。
 - ① システムの概要を記載した書類
 - システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 その他()
 - ② システムの開発に際して作成した書類
 - システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 その他()
 - ③ システムの操作説明書
 - システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 タイムスタンプ その他()
 - ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(又は処理委託契約書)及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類
 - 電子計算機処理 電磁的記録の保存 契約書(タイムスタンプ) その他(サーバー運用委託契約書)
- ※ 区分に応じて、上記書類を備え付ける。
 ①が開発したプログラムを使用する場合(委託開発したプログラムを含む。)…①、②、③、④
 ②が電子計算機処理を他の者に委託する場合…①、②、④
 ③がソフトウェアを使用する場合…③、④

検索機能を確保するための措置として、全ての設定を行うことができます。

必要な検索項目は、書類によって異なります(取扱通達4-39)。

- (10) 検索機能の確保に関する措置(第3条第1項第5号、第3条第5項)
- 記録項目を検索の条件として設定することができる。
- | 検索の条件として設定することができる記録項目 | | | | 主な書類名 |
|---|--|---|--|-------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 取引年月日 | <input checked="" type="checkbox"/> 取引金額 | <input checked="" type="checkbox"/> 取引先名称 | <input checked="" type="checkbox"/> 伝票番号 | 納品書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 請求年月日 | <input checked="" type="checkbox"/> 請求金額 | <input checked="" type="checkbox"/> 取引先名称 | <input checked="" type="checkbox"/> 伝票番号 | 請求書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 領収年月日 | <input checked="" type="checkbox"/> 領収金額 | <input checked="" type="checkbox"/> 取引先名称 | <input checked="" type="checkbox"/> 伝票番号 | 領収書 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
- 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
 - 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

- (11) 国税庁長官が定める書類(注)について適時に電磁的記録に記録する場合の措置(第3条第6項、第3条第5項第2号イ(2)・ロ、第3条第5項第6号関係)
- 電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(責任者が定められているものに限る。)を備え付ける。
 - ① スキャナの基準
 - 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット(200dpi)以上で読み取るものである。
 - 白色から黒色までの階調が256階調(グレースケール)以上で読み取るものである。
 - ② ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置
 - 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル(14インチ)以上のディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができる。
 - 整然とした形式であること。
 - 国税関係書類と同程度に明瞭であること。
 - 拡大又は縮小して出力することができること。
 - 4ポイントの大きさの文字を認識することができること。
- (注) 「国税庁長官が定める書類」とは、平成17年1月31日付国税庁告示第4号に定めら

参考となる事項等を記載してください。

- 7 その他参考となる事項
- ・ 子会社である大手前商事(大阪府北区)も同一のシステムを利用し、申請書を同時に提出しています。
 - ・ この申請に係る担当部署: 経理部経理課、電話番号03-XXXX-XXXX
 - ・ 「5 承認を受けようとする国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要」に記載しているスマートフォンについては主要なものを記載しています。

- (注) 法第4条第3項の承認を受けた国税関係書類については、全てスキャナ保存をする必要があります。
- | | |
|------|---|
| 添付書類 | ① 電子計算機処理システムの概要を記載した書類(市販のプログラムを使用する場合は不要) |
| | ② 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(又は処理委託契約書) |
| | 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類() |